

金属屑の取扱に関する条例及び同施行規則の改正

1 改正の概要

(1) 届出に関するもの

ア 成年被後見人の方が金属くず商の開始届出を行う際、法定代理人の氏名等の届出を義務付けていましたが、この規定が廃止されました。

イ 各種届出書の公安委員会（警察署）への提出部数が、正副2通から1通に変更されました。

ウ 各種届出書の様式が変更されました。

エ 開始届出書等に添付する写真の大きさ等が変更されました。

オ 開始届出書等を提出する際に住民票の写し等が必要になりました。（法人の場合は、定款、登記事項証明書も必要です。）

(2) 証明書に関するもの

金属くず商等に交付する証明書の大きさ等が変更されました。

(3) 相手方の確認方法に関するもの

取引を行う際の相手方の確認方法について、主要食糧購入通帳、定期乗車券等の提示から身分証明書、運転免許証等の提示に変更されました。

(4) 帳簿に関するもの

ア 帳簿の様式に変更はありませんが、帳簿の記載方法が変更されました。（別紙参照）

イ 帳簿の電磁的方法による記録及び保存が可能になりました。

ウ 行商の際、帳簿に代わるものを使用した場合は、行商を終えた後、速やかにその取引状況を帳簿に転記（又は電磁的方法による記録）することとなりました。

エ 帳簿を新たに備えようとする際、所轄警察署長の検印を受ける必要がなくなりました。

(5) 標識に関するもの

営業所を廃止した際、標識を所轄警察署長に提出する必要がなくなりました。

2 経過措置

(1) 現在使用している証明書、標識及び帳簿は、引き続き有効です。

(2) 令和2年4月1日以降は、次のとおり新たな規定に従って帳簿を記載する必要があります。それまでは、現在の記載方法が可能です。

- ・ 帳簿の記載については、裏面を参考に記載してください。
- ・ 一部の金属について1回の取引数量1種類5キロ未満については、帳簿への記載の必要はありませんでしたが、全ての取引について記載してください。
- ・ 行商の際、帳簿に代わるものを使用した場合は、行商を終えた後、速やかにその取引状況を帳簿に転記（又は電磁的方法による記録）してください。

様式第9号（第10条関係）

金 属 く ず 受 払 台 帳

受					入				払 出			
年 月 日	商 品				取 引 先				年 月 日	取 引 先		摘 要
	品 目	数 量	価 格	特 徴	住 所	職 業	氏 名	確 認 方 法		住 所	氏 名	

備考

- 1 品目欄は、金属製品の名称及び品種を併記するものとし、当該名称の識別が困難なものについては、品種ごとに一括記載すること。
- 2 特徴欄は、特異な形状又は模様等があった場合に記載すること。
- 3 相手方がその帳簿に既に記載されている場合であって、当該相手方の住所等に変更がないときは、氏名又は法人の名称のみを記載することができる。